**介護職員等特定処遇改善加算**

**１．「介護職員等特定処遇改善加算」とは**

介護職員の処遇改善につきましては、平成２９年の臨時改定における介護職員処遇改善加算の拡充を含め、これまでの数次にわたる取り組みが行われてきました。「新しい経済パッケージ（平成29年12月８日閣議決定）において、「介護人材確保のための取り組みを一層進めるため、経験・技能・のある職員の更なる処遇改善を進める」とされ、令和元年１０月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において対応することとされました。

このことを受けて、令和元年度の介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が増設されたところです。

当該加算を受けるためには、下記の要件を満たしている必要があります。

【介護職員等特定処遇改善加算の算定要件】

・現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること

・職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「そのた」の区分で、

それぞれ１つ以上取り組んでいること

・賃上げ以外は処遇改善の取り組みを見える化を行っていること

**２．「見える化要件」とは**

介護職員等処遇改善加算を取得するためには、上記の必要要件がありますが、その中で「見える化」に向けた取り組みについて、介護職員等処遇改善加算も含めた処遇改善加算の算定状況や、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容の公表を想定しており、介護サービスの情報公表制度の対象となっていない場合、事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表することも可能であることが明確にされています。

**３．職場環境要件の提示について**

見える化要件に基づき、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を下記に提示致します。